

農林水産省の施策

平成25年8月19日

農林水産省

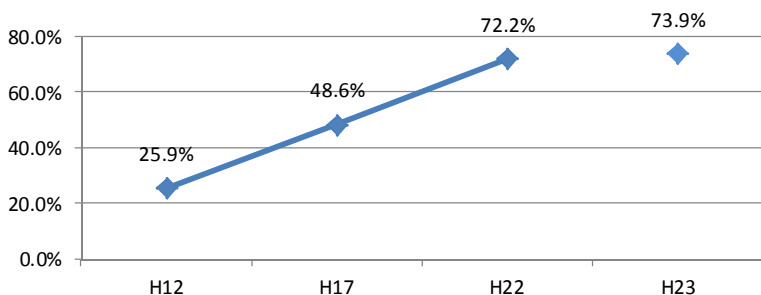
1 (1)水質総量規制制度等の実施

【農業集落排水施設の整備】

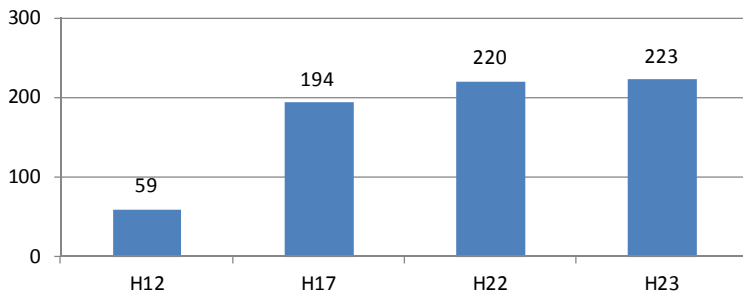
【取組内容】

「都道府県構想」に基づき、地域の実情に応じ効率的な整備を推進。

瀬戸内法関係府県の汚水処理人口普及率



瀬戸内法関係府県の高度処理対応地区数



【評価及び課題】

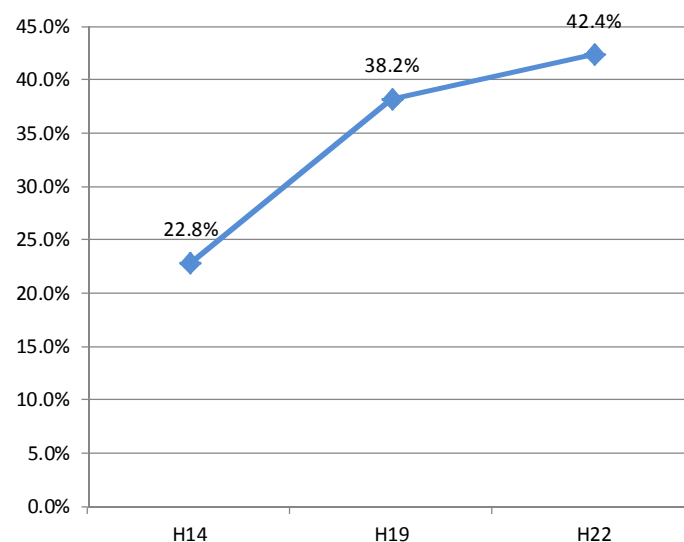
- H23の処理人口普及率は73.9%で、H12に比べ48ポイント上昇。
- 高度処理施設は223箇所、H12に比べ164箇所増加。
- 汚濁負荷量の削減に向け、未整備地域の整備を促進するとともに、高度処理の導入が一層推進されるよう関係機関と連携のもと進めていく。

【漁業集落排水施設の整備】

【取組内容】

「都道府県構想」に基づき、地域の実情に応じ効率的な整備を推進。

瀬戸内法関係府県汚水処理人口普及率



【評価及び課題】

- H22の処理人口普及率は42.4%で、H14に比べ19.6ポイント上昇。
- 汚濁負荷量の削減に向け、未整備地域の整備が推進されるよう関係機関と連携のもと進めていく

1 (1) 水質総量規制制度等の実施

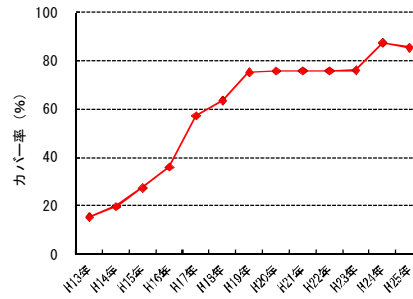
【持続的養殖生産確保法に基づく施策】

【取組内容】

「持続的養殖生産確保法」に基づき、漁業協同組合が自主的に「漁場改善計画」を作成し、地域の養殖漁場の環境改善を推進。

【評価及び課題】

平成25年1月現在、全国で353件、うち瀬戸内法関係府県では93件の漁場改善計画が作成され、漁場管理が実施されている。



平成25年1月現在、353の漁場改善計画が策定されており、海面養殖業の総生産量に占める比率(カバー率*)は、85.5%となっている。

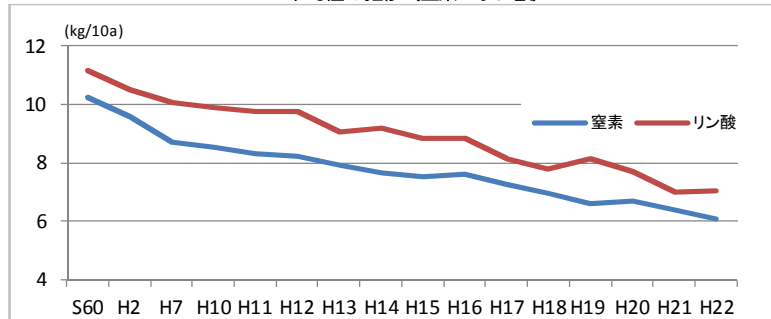
$$* \left(\frac{\text{漁場改善計画が策定された養殖漁場での生産量}}{\text{全養殖生産量}} \right) \times 100$$

【農業排水中の窒素及びりんへの負荷軽減】

【取組内容】

持続農業法に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーの認定推進等により、農業生産活動に伴う環境負荷の低減を推進。

○近畿・中国・四国地方における水稻化学肥料施用量
平均値の推移(窒素・リン酸)



【評価及び課題】

エコファーマーは順調に増加し、平成24年3月末には約1.6万件*となるなど、環境負荷低減に向けた取組が着実に広がっている。

また水稻における単位面積あたりの化学肥料の使用量も減少傾向。

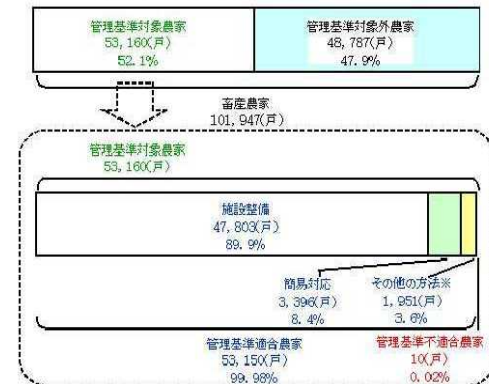
○エコファーマー認定件数：15,958件*(H24年3月末時点)
*瀬戸内海環境保全特別措置法対象府県の合計値

【家畜排せつ物法に基づく施策】

【取組内容】

家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物を管理する際の一定の基準(管理基準)の遵守を義務付け。

○法施行状況調査(平成23年12月1日時点)結果の概要



※「その他の方法」には、畜舎から現場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

【評価及び課題】

平成23年度法施行状況調査によると、管理基準対象農家の99.98%が管理基準に適合している状況。

引き続き畜産農家に対して家畜排せつ物の適正な管理等を指導。

2(2)緑地等の保全

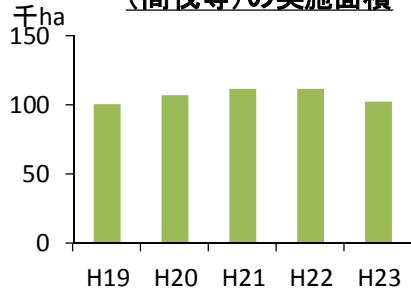
【森林・林業に関する施策】

【取組内容】

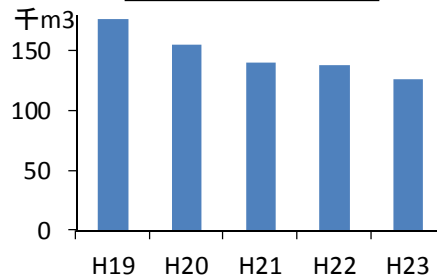
- 森林・林業基本法に基づき、平成23年7月に現行の森林・林業基本計画を策定し、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林への誘導等を推進。

【進捗状況】

瀬戸内法関係府県の森林整備
(間伐等)の実施面積



瀬戸内法関係府県の
松くい虫被害の推移



【評価及び課題】

- 間伐については、森林吸収源対策の算入上限値3.5%の達成に資するため、引き続き、効率的かつ円滑な実施が必要。
- 松くい虫被害は、暫減傾向にあるが、引き続き、樹幹注入や被害木の伐倒駆除等の必要な防除対策を実施。

国有林における森林景観の保全の取組事例



厳島神社と宮島国有林



森林の健全性を維持するための間伐

世界文化遺産「厳島神社」の緩衝地帯である宮島国有林(広島県廿日市市)では、森林景観の維持・回復を図るための取組を実施。

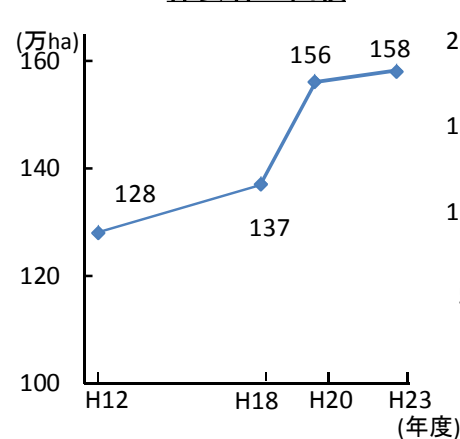
【森林法に基づく保安林及び林地開発許可制度】

【取組内容】

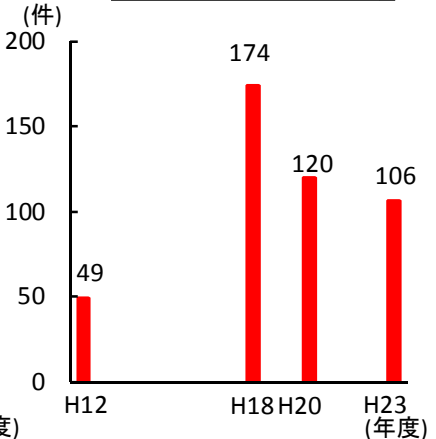
- 森林法に基づき水源の涵養、公衆の保健等森林の有する公益的機能上重要な森林を保安林に指定し、適切に管理。
- 保安林以外の私有林については1haを超える開発行為に対する許可制度を通じ、森林の土地の適正な利用を確保。

【進捗状況】

瀬戸内法関係府県の
保安林の面積



瀬戸内法関係府県の
林地開発許可処分件数



【評価及び課題】

- 保安林については、全国森林計画に基づき、計画的な指定と適切な管理を推進していくことが必要。
- 林地開発許可制度については、引き続き制度の適切な運用を図っていくことが必要。

2 (4) 散乱ごみ、油等の除去

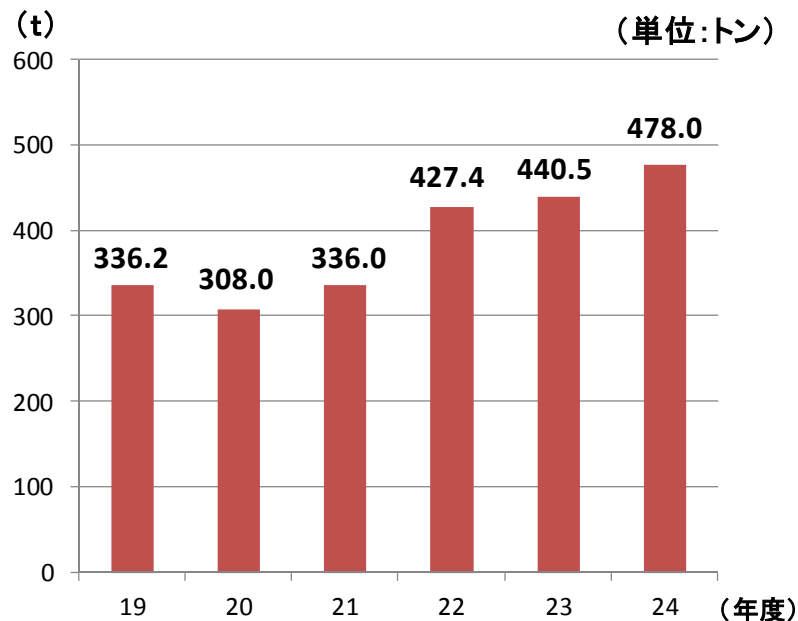
【取組内容】

漁業者が漁業活動中に回収した漂流物の処理等への支援を行うことにより、漁場環境の保全を推進するため、平成19年度から漁場漂流物等の対策の推進を実施。

【評価と課題】

今後も引き続き、取組みを支援していく。

大阪湾での漂流物等の処理実績



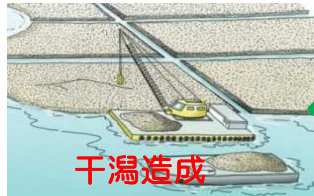
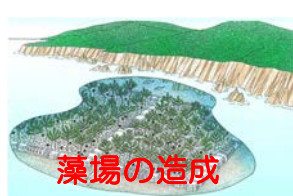
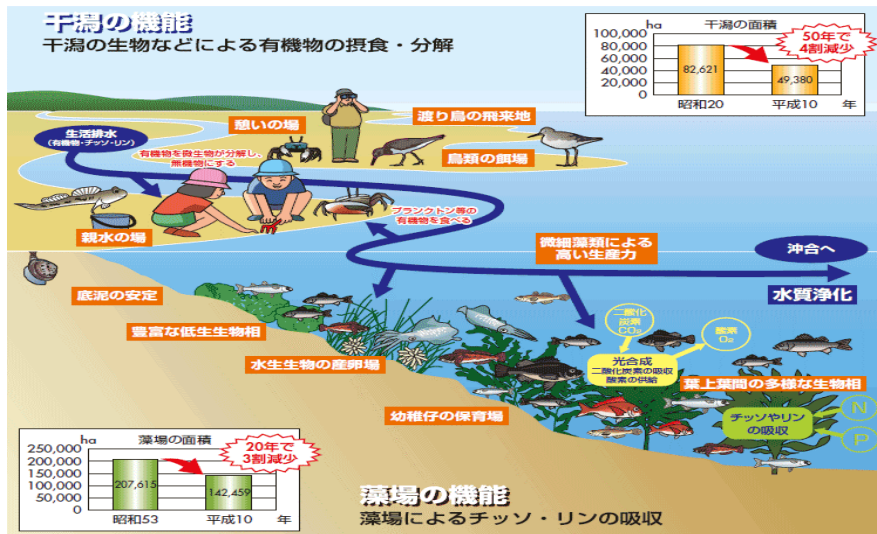
3 (1) 藻場及び干潟等の保全

水産基盤整備事業による豊かな海の森づくりの取組

保護水面制度

【取組内容】

藻場・干潟は水産生物の産卵・成育の場としての機能や、有機物の分解等による水質浄化機能を有し、沿岸域の良好な環境保全に重要であり、漁港漁場整備長期計画においても積極的な整備を推進。



水産基盤整備事業による藻場・干潟造成の実施

→豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

【評価及び課題】

引き続き水産生物の生活史に配慮した効率的な藻場・干潟の整備を推進するとともに、集積した知見を事業に反映させる。

【取組内容】

- 保護水面とは、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の規定に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林大臣が指定する区域。
- 保護水面を指定した都道府県知事又は農林水産大臣は、次の事項を定めた管理計画を定め、当該保護水面の管理を行う。
 - ・増殖すべき水産動植物等
 - ・水産動植物の採捕の制限等
 - ・禁止漁具等
- 保護水面区域内における埋め立て、浚渫、河川の流流、水位の変更をきたす工事等については、当該保護水面管理者（都道府県知事又は農林水産大臣）の許可等が必要となる。

【評価及び課題】

- 平成25年7月末現在、保護水面は全国23都道府県に116ヶ所指定されており、そのうち瀬戸内海は27ヶ所指定されている。
- 今後も引き続き保護水面制度を活用し、水産資源の保護培養を図っていく。

13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

○干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度

【取組内容】

- 「磯焼け」と呼ばれる藻場の消失や干潟の生産力低下への対策について検証を実施するとともに、その成果を「磯焼け対策ガイドライン」としてとりまとめ。さらに、技術開発・実証等を実施し、その成果を踏まえ、現行ガイドラインを改定し、全国に普及する取組を行う。

【評価及び課題】

- 現行「磯焼け対策ガイドライン」の普及を図るとともに、現行ガイドラインの改定に向け、対策技術の開発・実証を確実に進める。

○赤潮・貧酸素水塊対策推進事業

【取組内容】

- 瀬戸内海及びその周辺海域等を主要なフィールドとして、有害赤潮やケイ藻赤潮に対処するため、広域共同モニタリングや各種研究を実施することにより、有害赤潮等の監視体制の強化、発生機構の解明や原因プランクトンの生理・生態特性に基づく発生機構の解明と発生予測技術の開発及び被害防止技術の開発を行う。

【評価及び課題】

- 赤潮・貧酸素水塊対策推進事業を実施することで、取組内容の推進に努める。